

(2011 年 4 月 1 日) 日本からの輸入品に対する台湾の水際措置の現状について

地震後、台湾当局は日本からの輸入品に対する水際措置に関し、プレスリリース等を発出しており、4 月 1 日現在、日本からの輸入品に対する台湾の水際措置は以下の通りとなっている。

◎商品検査管理暫定基準（行政院プレスリリース）

- ◇日本からの輸入貨物に関する放射性物質汚染の管理暫定基準を 0.2 マイクロシーベルトと設定する。
- ◇測定した結果、0.2 マイクロシーベルト/時以下の貨物は通関可能。
- ◇測定した結果、0.2 マイクロシーベルト/時を超えた貨物については、貨物所有者は汚染排除を行うか、その貨物を送り返すかの措置を取らなければならない。
- ◇汚染排除については、行政院原子能委員会が認可する放射性防止測定業者に委託し、処理しなければならない。

<参考>

- ・行政院原子能委員会プレスリリース（3 月 21 日）
<http://www.aec.gov.tw/www/news/article.php?id=2383&seledtype=3>
- ・放射線防止測定業者最新リスト
<http://www.aec.gov.tw/www/service/files/84.doc>
- ・検査対象品目リスト（658 品目）
http://civil.bsmi.gov.tw/bsmi_pqn/do/pqn5120/form

（１）一般貨物

- ◇電気・電子類、機械類、化学工業品など 658 品目について、サンプル調査を実施。
- ◇検査は、税関に駐在する標準検閲局職員が放射能測定機器で貨物の包装箱に近付いて、放射性物質の含有量を測定する。
- ◇検査の結果、放射エネルギーが行政院原子能委員会の定めた基準値（0.2 マイクロシーベルト/時）を超えた場合は、主管機関に通知されるとともに、輸入者に対し放射能の除染作業を行うか、もしくはコンテナの積戻しを行うよう通知される。
- ◇除染作業は、行政院原子能委員会の認可を受けた機関が行う。

(2) 食品

- ◇福島、茨城、群馬、栃木及び千葉県全ての食品は、3月26日以降に日本を出港したものは輸入禁止とされている。
- ◇上記5県以外の食品は輸入時に放射能検査が実施され、果物、野菜、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードは全ロット検査、加工食品は強化ロット検査が実施されている。
- ◇放射能検査は、行政院原子能委員会の遊離放射防護法第22条に基づく「商品放射原料標準」、衛生署の衛生食品管理法第11条に基づく「食品中原子塵或放射能汚染安全容許量標準」に基づき実施される。
- ◇各食品の放射能検査基準は、以下の通り。
- ①生乳・乳製品・ベビーフードは、ヨウ素 131 (55 ベクレル/kg)、セシウム (134、137) (370 ベクレル/kg)
 - ②その他食品は、ヨウ素 131 (300 ベクレル/kg)、セシウム (134、137) (370 ベクレル/kg)
 - ③ミネラルウォーター及び炭酸水は、 α 濃度 (550 ベクレル/m³)、 β 濃度 (1800 ベクレル/m³)、 β 濃度及び γ 濃度 (40 マイクロシーベルト/年)

< 参考 >

- ・「商品放射原料標準」
<http://erss.aec.gov.tw/law/LawContentDetails.aspx?id=FL022260&KeyWordHL=&StyleType=1>
- ・「食品中原子塵或放射能汚染安全容許量標準」
http://www.fda.gov.tw/files/people_laws/A112.doc
- ・衛生署食品藥物管理局（公告：福島等5県の輸入禁止）
http://www.fda.gov.tw/news.aspx?newssn=7363&key_year=2011&keyword
- ・衛生署食品藥物管理局（プレスリリース：日本輸入食品の輸入禁止、検査強化）
http://www.fda.gov.tw/news.aspx?newssn=7354&key_year=2011&keyword=&classifysn=4

(3) 酒類製品

- ◇酒類製品については、財政部が行う酒類の輸入検査を行う際に、製造地が福島県・宮城県・茨城県、青森県、秋田県、山形県、岩手県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、栃木県、新潟県、山梨県のものについて放射能検査が実施される

< 参考 >

- ・財政部国庫署プレスリリース（3月16日）
<http://tameser.nta.gov.tw/PicRepository/FILE/1000317025153.doc>
<http://tameser.nta.gov.tw/PicRepository/FILE/1000328101017.htm>

- ・財政部国庫署プレスリリース（3月24日）
<http://tameser.nta.gov.tw/PicRepository/FILE/1000328101344.htm>
- ・財政部国庫署プレスリリース（3月28日）
<http://tameser.nta.gov.tw/PicRepository/FILE/1000328100420.htm>

（４）海上コンテナ

- ◇日本の被災地周辺の13ヵ所の港（青森県八戸港、岩手県釜石港、同宮古港、宮城県仙台港、同仙台釜石港、同石巻港、福島県小名浜港、同相馬港、茨城県鹿島港、同茨城港、同川尻港、同大津港、同大洗港）から輸入された海上コンテナについては全て放射能検査が実施される。
- ◇検査は、税関職員が放射能探知機でコンテナの外側を検査する方法による。
- ◇検査の結果、放射エネルギーが行政院原子能委員会の定めた基準値（0.2 マイクロシーベルト/時）を超えた場合は、主管機関に通知されるとともに、輸入者に対し放射能の除染作業を行うか、もしくはコンテナの積戻しを行うよう通知される。
- ◇除染作業は、行政院原子能委員会の認可を受けた機関が行う。

<参考>

- ・財政部関税総局プレスリリース（3月23日）
<http://web.customs.gov.tw/ct.asp?xItem=51615&ctNode=4298>
- ・財政部基隆関税局プレスリリース（3月23日）
<http://web.customs.gov.tw/ct.asp?xItem=51618&ctNode=4298>

（５）航空貨物

- ◇日本の6ヵ所の国際空港（成田、羽田、関西、中部、花巻、仙台）から台湾に到着した旅客機・貨物機に搭載された「旅客預託手荷物」、「郵便物」、「航空貨物用コンテナ」、「国際宅配便」等について、棚卸し時に放射エネルギー検査が実施される。
- ◇検査の結果、0.2 マイクロシーベルト/時を超えた放射線量を検知した場合は、主管機関に通知されるほか、輸入者に対し除染あるいは積戻しをするよう通知される。

<参考>

- ・財政部関税総局プレスリリース（3月25日）
<http://web.customs.gov.tw/ct.asp?xItem=51673&ctNode=4298>